

## 沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金交付要綱

### (通則及び交付の目的)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、観光事業者の無人化・省人化に資する取組（収益力向上）に要する経費や県内外からの観光人材の受入促進に関する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとする。

- (1) 別表1に記載の補助事業の交付に関しては、沖縄観光人材不足緊急対策事業費補助金交付要綱（令和6年3月27日府政沖第92号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- (2) 別表2に記載の補助事業の交付に関しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- (3) 別表3に記載の補助事業の交付に関しては、規則およびこの要綱の定めるところによる。

### (交付の対象となる補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者等であって、別表4のとおりとする。

### (補助金の対象、経費項目及び補助率)

第3条 知事は、観光事業者の無人化・省人化に資する取組（収益力向上）や県内外からの観光人材の受入促進に関する取組（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の経費項目及び補助率は別表1、別表2、別表3のとおりとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受領したときは、当該申請書を審査し、

適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助対象経費の項目間における、総額の20%以内の配分額の変更
  - (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もり取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、事前に、知事に届け出なければならない。

(産業財産権に関する届出)

第9条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告および立入検査)

第11条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは速やかに実施状況報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、必要があると認めるときは、補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる事ができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(申請時点で完了している場合は、交付決定を受けたとき)若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は以下で定める日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)事業ⅠおよびⅡ…令和7年1月31日

(2)事業Ⅲ…令和7年2月28日

- 2 第1項の規定に関わらず、知事が別に定める日までに、補助事業が完了する場合は、沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金交付申請書を、沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第7号の2)に代えて、提出することができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定による実績報告を受けたときは、第5条及び前項の規定に関わらず、補助対象経費等を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第1項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続す

る必要がなくなった場合

- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
  - (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。
  - 5 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条 補助事業者は、第13条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第8号）により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

（補助金の支払）

- 第16条 補助金は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）又は精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第 17 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第 12 号）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 18 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させるものとする。

(成果の報告)

- 第 19 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る事業成果について、事業成果報告書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第 20 条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、収益状況報告書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
  - 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(成果の公表)

- 第 21 条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。
- 2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(補助金の経理)

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（雑則）

第23条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から施行する。  
 2 本要綱は、令和7年3月31日に失効する。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

別表1

補助対象経費・	補助率	上限額等
事業Ⅰ 令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間において、観光事業者の無人化・省人化に資する取組（収益力向上）に要する経費で、次に掲げる経費 ア 装具、器具、ソフトウェア等の購入・改良費（新たに導入するリース料も含む） イ システム構築費 ウ 上記に付随する施設整備・改良費、運搬費 エ その他知事が必要と認める経費	2/3	ア 大規模メニュー：8,500千円 従業員数が250以上の事業者 イ 中規模メニュー：4,500千円 従業員数が50～249人の事業者 ウ 小規模メニュー：850千円 従業員数が50人未満の事業者  従業員数は、沖縄県内に所在にする本社、支店又は営業所等の単位での人数をいう。

<p>事業Ⅱ 令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間において、観光人材の受入促進に資する取組に要する経費</p> <p>①観光事業者の人材確保に要する経費で、次に掲げる経費</p> <p>ア 県外人材採用に係る求人広告、就職説明会等出展費用、就職説明会等交通費</p> <p>イ 県内人材採用に係る求人広告、就職説明会等出展費用</p> <p>ウ 県外人材採用に係る渡航費</p>	8/10	<p>ア 県外人材採用を予定する企業1社あたり 1,640千円</p> <p>イ 県内人材採用を予定する企業1社あたり 640千円</p> <p>ウ 県外人材1人あたり 48千円</p>
<p>②観光事業者が支出する資格取得の支援のための費用</p>	8/10	<p>資格取得に係る費用については、以下の金額を上限とする。</p> <p>ア 観光人材1人あたり 保安検査員 94千円 グラウンドハンドリング 280千円 バス 320千円 タクシー 160千円 調理師 400千円</p> <p>令和6年度内に資格取得した者を対象とする</p>

注1) 別表1の事業Ⅱについては、3カ月以上勤務した従業員に係る費用を対象とする。令和6年度内で勤務実績が3か月に到達しない場合、1年以上継続して業務に従事する意向を確認できた従業員に係る費用を対象とする。

注2) 支援の対象となる民間事業者等のうち、補助対象から除くものについては、次のとおりとする。

[別表1 事業Ⅰの補助対象外事業者]

申請前月時点における従業員数が、新型コロナウイルス感染症以前の平成30年同月時点の従業員数を上回る事業者。ただし、平成30年同月時点で設立・開設していない事業者については、設立・開設した時点とする。

[別表1 事業Ⅱの補助対象外事業者]

ア. 申請前月時点における従業員数が、新型コロナウイルス感染症以前の平成30

年同月時点の従業員数を上回る事業者。ただし、平成 30 年同月時点で設立・開設していない事業者については、設立・開設した時点とする。

イ. 申請時点において、東証プライムに上場している事業者（上場している事業者の支店を含む）。

ウ. 申請時点において、非上場だが東証プライムの上場要件に相当する以下の利益の額又は売上高を有する事業者。

以下 a 又は b に該当する事業者

a 最近 2 年間の利益の額の総額が 25 億円以上の事業者

b 最近 1 年間における売上高が 100 億円以上の事業者

別表 2

補助対象経費	補助率	上限額等
<b>事業Ⅱ</b> 令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間において、観光人材の受入促進に資する取組に要する経費  ①観光事業者の人材確保に要する経費で、次に掲げる経費  ア 海外人材採用に係る就職説明会等交通費、インターンビザ取得費、渡航費(着後宿泊費)  イ 国内人材採用に係る着後宿泊費	8/10	ア 海外人材採用を予定する企業1社あたり 878千円  イ 国内人材1人あたり 48千円
ウ 海外人材採用に係る紹介手数料  エ 国内人材採用に係る紹介手数料	1/2	ウ 海外人材採用を予定する企業1社あたり 400千円  エ 国内人材採用を予定する企業1社あたり 75千円

別表 3

補助対象経費	補助率	上限額等
<b>事業Ⅲ</b> 観光事業者が、海外・県外等からの人材を新たに受け入れるにあたって、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの期間において、受け入れるための住居確保に要する経費	8/10	海外・県外等から受け入れる人材 単身1世帯あたり 300千円 家族1世帯あたり 400千円

注1) 別表3事業Ⅲについては、1年以上継続して雇用する人材に係る費用を対象とする。

別表 4

業種	内容
宿泊事業者	沖縄県内に所在する沖縄県知事から旅館業法第3条に定める旅館業の許可を受けている施設を有する事業者
バス	沖縄県内で貸切バスの運行を実施しているバス事業者(路線バスに係る支援は対象外)
タクシー(観光タクシーサービス)	沖縄県内で観光タクシーサービスを実施しているタクシー事業者
レンタカー	道路運送法第80条に定める自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)事業の許可を受けている沖縄県内に営業所を有するレンタカー事業者
旅行代理店	旅行業法第3条において観光庁長官の行う登録を受け、沖縄県内に旅行代理店の事務所を有する事業者
空港で保安検査業務を担う警備会社	沖縄県内に所在する空港において保安検査業務を担う警備会社等の事業者
グランドハンドリング事業者	沖縄県内に所在する空港においてグランドハンドリングサービスを提供する事業者
観光施設	「(一社) 美ら島観光施設協会」を構成する会員施設(美ら海水族館、首里城公園等)を運営管理する事業者
その他、観光客に対して提供するサービス・商品等について継続的な取引関係を有する事業を営む事業者	<p>事業者からの申請において、主に観光客に対して提供するサービス・商品等について継続的な取引関係を有している事業かどうかの該当性が認められる者を対象とする。</p> <p>なお、以下のいずれかの基準を踏まえ、沖縄県の承認を得ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内の空港及び上記観光事業者が設置する施設に併設されている事業者</li> <li>・売上のうち、専ら観光に係る商品・サービスの売上が大半(8割以上。以下同じ。)を占める事業者</li> <li>・販売した顧客に対する売上のうち、観光客に対する売上が大半を占める事業者</li> <li>・販売した顧客のうち、観光客の割合が大半を占める事業者</li> <li>・販売商品のうち、観光客に対する販売商品の割合が大半を占める事業者</li> <li>・仕入れた商品・サービスのうち、専ら観光に係る商品</li> <li>・サービスの仕入れの割合が大半を占める事業者</li> <li>・その他、知事が認める事業者(別表1の経費を除く)</li> </ul>

注1) 上記事業者は、沖縄県内に本社、支店または営業所を有する事業者。

注2) 上記事業者には一般社団法人(公益社団法人を含む)、一般財団法人(公益財団法人を含む)、特定非営利活動法人(NPO法人)を含む。